

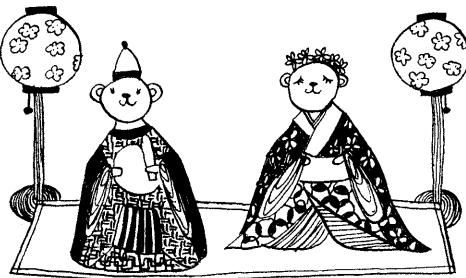
卷頭言

公共性をはぐくむ シティズンシップ教育

小玉重夫

二〇〇六年に改正された教育基本法では「教育の目標」に「公共の精神」が掲げられました（第二条）。さらに、それを受けて二〇〇七年の六月には学校教育法が改正され、義務教育の目標として「規範意識」や「公共の精神」が挙げられ（第二一条）、幼稚園の教育目標にも新たに「規範意識（の芽生え）」の語が追加されました（第三条）。「公共の精神」や「規範意識」が今日の教育改革の方向性を導く鍵概念の一つとして、大きく浮上してきているといえます。

確かに、価値観が多様化し、複雑化している現代にあって、私たちが共につの社会をつくっていくことはますます困難になりつつあります。そうした困



難を「公共の精神」や「規範意識」の衰退、あるいは欠如としてとらえ、それを教育によって改善し、埋め合わせていこうとすることは、一つの方策としては理解できます。しかし問題は、どうやって「公共の精神」や「規範意識」を教育するのかという点です。へたをすれば、それは容易に、大人にとって都合のよい価値観を上から子どもたちに注入し、それに合わない子どもを排除してしまうような抑圧的な教育につながっていく危険があるのでないでしょうか。

そのような上からの規範意識の注入ではなく、下からの公共性をつくる民主主義社会の担い手を育てる教育として注目されているのが、シティイズンシップ（市民性）教育です。私は二年前に、経済産業省の研究会でシティイズンシップ教育に関する提言づくりに参加しましたが、そこではシティイズンシップを「多様な価値観や文化で構成される社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に（アクティブに）関わろうとする資質」というように定義しました。そして、「私たち研究会の提言は、市民に奉仕活動などを義務付けたり、国家や社会にとつて都合のよい市民を育成しようという目的のものではありません

せん」と明記しました（経済産業省「シティズンシップ教育宣言」二〇〇六年）。

つまり、「国家や社会にとつて都合のよい市民を育成」するのではなく、「多様な価値観や文化で構成される社会において、個人としての権利と義務行使し、多様な関係者と積極的に（アクティブに）関わろうとする資質」を育てるのがシティズンシップ教育だと考えています。このようなシティズンシップ教育によつてこそ、上からのお仕着せや建前でない、本当の意味で、市民同士が異質な他者を排除することなく対等に関わり合える公共性が育つしていくのではないかでしょうか。

お茶の水女子大学附属幼・小・中の三校園では、文部科学省研究開発学校の指定を受けて連携型一貫カリキュラムの研究を行つてきましたが、その中で一つの柱になつたのが、このシティズンシップ教育です。たとえば、附属小学校は早くからシティズンシップ教育を取り入れ、学習分野「市民」を中心に、社会的論争を伴う場面設定の中で討論や意思決定をする授業を行つています。附属中学校でもシティズンシップの時間を設け、路上喫煙の問題を取り上げて、東京都千代田区と文京区の路上喫煙対策の違いを調べて、どのような解決策が妥当かを討論する取り組みを行つています。また、附属幼稚園では、子どもた

ちの行きつ戻りつする成長のステージを三つ設け、その中の二番目を「葛藤・探究のステージ」として位置付け、場所の取り方や遊び方をめぐる他者との葛藤に折り合いをつける過程を通じ、公共性の芽生えにつながるような環境構成を工夫しています。

幼・小・中と、異なる年齢段階ですが、論争や葛藤を引き受けてそれを民主主義的な公共性へとつなげていこうとする点では、シティズンシップ教育として、共通の指向性をもっています。一般にはシティズンシップ教育といえば、政治教育の課題が絡むだけに、小学校高学年以上が主たる対象であると考えられがちです。しかしむしろ、自分の子どもが保育所に通っていたころを思い出しても痛感するのは、幼稚期の重要性です。幼稚期に、異質な他者を排除しない公共性の感覚を身体で学んでいくことは、その後の子どもたちの人間関係や、大人になってからの市民的、政治的文化を抑圧的なものにしないためにも、シティズンシップ教育にとつての一つの鍵となるのではないかと思います。その意味でも、お茶の水女子大学附属幼・小・中の開発研究が、シティズンシップ教育の一つの指向性を示してくれるのではないかと期待しながら、私も勉強をしているところです。

(お茶の水女子大学)

